

報告第46号

生活環境関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(10)生活環境関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年9月24日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 生活環境分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書ページ 15

協定項目	第25号 各種事務事業の取扱い (10) 生活環境関係 > ごみの処理施設
------	--

調整方針	5. 合併後1年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

ごみの処理施設については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。

個別調整結果

平成22年度までの可燃物の搬入先については、以下のとおりとする。

小林市は、九州北清株式会社とする。

野尻町は、えびの市美化センターとする。

平成23年度以降は、状況等を踏まえて随時調整する。

平成22年度までの不燃物の搬入先については、以下のとおりとする。

小林市は、小林市最終処分場とする。

野尻町は、霧島美化センター最終処分場とする。

平成23年度以降は状況等を踏まえて随時調整する。

平成22年度までの資源物の搬入先については、以下のとおりとする。

小林市は、小林市ストックヤードとする。

野尻町は、霧島美化センターとする。

平成23年度以降は状況等を踏まえて随時調整する。

報告第47号

補助金、交付金等の取扱い（厚生関係）について

合併協定項目第18号「補助金、交付金等の取扱い（厚生関係）」について、別紙のとおり報告する。

平成21年9月24日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 生活環境分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書ページ 16

協定項目	第18号 補助金、交付金等の取扱い（生活環境関係） 上水道・簡易水道以外の水道施設等補助
------	---

調整方針	5．合併後0年を目処に統合するよう調整する。
------	------------------------

- 1．同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。
- 2．独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。
- 3．整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。

個別調整結果

上水道・簡易水道以外の水道施設等補助については、野尻町の例により調整する。
補助対象者は水道組合代表者とし、当該組合の施設整備に関し補助金を交付する。
補助金は、事業費の3割以内とし、補助限度額は200万円とする。
補助金交付に係る様式については、小林市補助金交付要綱の規定により調整する。

報告第48号

国民健康保険事業の取扱いについて

合併協定項目第22号「国民健康保険事業の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年9月24日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 国保分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書ページ 17～18

協議項目	第22号 国民健康保険事業の取扱い 保険税賦課割合、保険税率
------	-----------------------------------

調整方針	5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。

個別調整結果

賦課方式については、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式とし、暫定賦課は4月に行い、本賦課は7月とする。

納期は年8期とする。

4月・6月を徴収の特例とし、7月に本算定を行う。

各帳票等の発行は、自庁方式とする。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書ページ 18～19

協議項目	第22号 国民健康保険事業の取扱い 一世帯、一人当たりの保険税
------	------------------------------------

調整方針	5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。

個別調整結果

保険税率について、合併時（平成21年度）はそれぞれの市町の税率を適用する。なお、平成22年度からは新市の税率を設定し、一世帯、一人当たりの保険税を算出する。

議項目	第22号 国民健康保険事業の取扱い 人間ドックの利用状況
調整方針	5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。

個別調整結果

人間ドックの種類及び検査項目については、小林市の内容を基本とし、専門機関と調整を図る。

人間ドックの基準額は、検査項目等の調整後算出する。

個人負担金については、予防・早期発見及び医療費抑制の趣旨を踏まえて、受診者の減少を招かないよう、また、負担増とならないよう小林市の例を基準とし、専門機関との調整を図る。

(1) 人間ドックの種類及び検査項目

一般ドック

検査項目	1	問診
	2	身体計測
	3	血圧測定
	4	血中脂質検査
	5	肝機能検査
	6	血糖検査
	7	尿検査
	8	腎機能検査
	9	貧血検査
	10	心電図検査
	11	便潜血反応検査
	12	胸部X線検査
	13	胃カメラ検査
	14	大腸透視

脳ドック

検査項目	1	問診
	2	身体計測
	3	血圧測定
	4	血中脂質検査
	5	肝機能検査
	6	血糖検査
	7	尿検査
	8	腎機能検査
	9	貧血検査
	10	心電図検査
	11	頭部MRI検査
	12	MRA検査
	13	頸部エコー検査
	14	11、12及び13に関する総合判定

(2) 基準額

一般(人間)ドック30,299円、脳ドック34,068円

(3) 個人負担金

一般(人間)ドック5,709円、脳ドック7,548円

広報事業については、平成22年4月以降に行うこととし、事業実施は6月以降とする。

報告第49号

障がい者福祉関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(6)障がい者福祉関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年9月24日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 福祉分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書ページ 20

協定項目 第25号 各種事務事業の取扱い
(6) 障がい者福祉関係 > 障害者福祉計画

調整方針 5. 合併後1年を目処に統合するよう調整する。

計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりを含め、合併後1年を目処に新たな計画を策定する。

個別調整結果

障害者自立支援法施行に基づく障がい福祉サービスの数値目標の設定が必要であるため合併後速やかに新たな計画を策定する。

- ・ 計画内容の検討調整、計画策定スケジュールの確認及び障がい福祉サービス数値目標を平成21年度において策定する。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書ページ 21

協定項目 第25号 各種事務事業の取扱い
(6) 障がい者福祉関係 > 障害福祉計画

調整方針 5. 合併後1年を目処に統合するよう調整する。

平成21年度の第2期計画策定時に、計画の策定方法や見込量の算出方法を統一し、合併後1年を目処に統合するよう調整する。

個別調整結果

計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりが必要なため合併後速やかに新たな計画を策定する。

- ・ 計画内容の検討調整及び計画策定スケジュールの確認については、平成 21 年度の障害福祉計画策定において調整する。

協議ランク A

協議会確認日：第 2 回協議会 H20/12/24

現況調書ページ 22

協定項目	第 2 5 号 各種事務事業の取扱い (6) 障がい者福祉関係 > 重度心身障害者医療費助成
調整方針	5 . 合併後 0 年を目処に統合するよう調整する。

合併時に統合するよう調整する。ただし、小林市のみの単独助成事業分については、現行補助率の 2 分の 1 とする方向で調整する。

個別調整結果

小林市の単独事業については、個人負担の限度額を月額 3,000 円とする。

給付決定事務（申請～決定）、受給者証発行・更新、電算入力及び助成金支払事務は下記のとおり。

受給資格登録申請・変更等は須木庁舎及び野尻庁舎でも受け付ける。

受給資格者証の再発行は須木庁舎及び野尻庁舎でも行う。

受給資格者証の一斉更新(8 月)は本庁で行う。

助成申請書は須木庁舎及び野尻庁舎でも受け付け、入力事務も行う。

上記以外の事務はすべて本庁で行う。

野尻庁舎では受給者の助成状況が検索できるシステムとする。
(重心医療費助成システムの統合)

報告第50号

その他の社会福祉関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(8)その他の社会福祉関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年9月24日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

厚生部会 福祉分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書ページ 23

協定項目	第25号 各種事務事業の取扱い (8) その他の社会福祉関係) > 民生委員・児童委員及び主任児童委員
調整方針	5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

民生委員推薦会については委員等の調整を図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中において、そのまま新市に引き継ぐ。

個別調整結果

【1. 民生委員推薦会】

委員の定数については、民生委員法第8条第2項に基づき14人以内とする。

委員の構成については、民生委員法第8条第2項第1号～第7号の規定により委嘱する。

小林市の民生委員推薦会委員については、任期が平成24年5月31日までであり継続となる。

野尻町の民生委員推薦会委員については、合併前日で失職となる。

平成21年6月の小林市の民生委員推薦会委嘱において、あらかじめ12人の委員を委嘱し、合併時に野尻町から委員2人を委嘱する。

民生委員・児童委員の任期は3年であり、平成19年12月1日に一斉改選が行なわれている。このため平成22年11月30日までは民生委員・児童委員の欠員が生じた場合に推薦会を開催する。

【2. 民生委員・児童委員の定数調整】

民生委員・児童委員(主任児童委員)については、厚生労働大臣の委嘱によるものなので、合併後も引き続き委嘱の効力は継続する。このため定数については、現定数の合算となる。(小林市102名、野尻町21名)

【 3 . 関係団体との調整】

民生委員・児童委員協議会事務局を、小林市、野尻町ともそれぞれ社会福祉協議会に置いている。合併後は、事務局を統合し小林市社会福祉協議会内に置く。

【参考法令】

民生委員法(抄)

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるものうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。

1. 市町村の議会の議員

2. 民生委員

3. 社会福祉事業の実施に関係のある者

4. 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者

5. 教育に関係のある者

6. 関係行政機関の職員

7. 学識経験のある者

3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前3項で定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。